

第2号様式 (第5条第1号)

開 示 決 定 通 知 書

財資経 第508号
平成29年3月14日

NPO法人田村明記念・まちづくり研究会
副理事長 田口 俊夫 様

横浜市長 林 文子



平成29年2月26日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	土地利用調整会議の設置及び横浜市土地利用調整会議規程の制定 について 財産調整会議及び開発調整会議の設置並びに土地利用調整会議の廃止 について	
2 開示の日時及び場所	日 時	平成29年3月16日 (午前・午後) 10時00分
	場 所	建築局宅地審査課
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 担 当 課	財政局資産経営課	電話 045 (671) 2271
5 備 考		

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

平成3年9月14日 登載
 水(号毎) 97号 訂正

決裁
 区分

市長

助役

局長

部長

課長

整理番号

文書
 番号 第 103 号

平成3年7月25日 (起案) 供覧	特記事項		
平成3年9月9日 (決裁) 供覧済	浄書	照合	公印承認
平成3年9月14日 (完結)			

文書 分類	3 - 企 企 - - - / 種(永年) - 9	廃棄年度
(完結年度)	(類別)	(共通コード) (種別) (保存年数) (送番号)
		平成 年度

件名	土地利用調整会議の設置及び横濱市 土地利用調整会議規程の制定について	(同) 供覧 報告 復命
このことについて、	設置及び制定	経費支出 あり なし
	してよろしいか。 ます。	

市長	助 役 菅原助役 江口助役 馬場助役	総務局行政部文書課經由第 88 号 総務局行政部区連絡調整課經由第 号 主管課 文書主任 企画財政局企画調整室
----	-----------------------	--

主管局長 企画財政局長 企画調整 担当理事 會議	部長 企画調整室長 計画担当部長 財政部長 管財部長	課長 土地利用計画 担当課長 企画調整室長 総合調整 担当課長 財政課長 用地調整課長 担当課長	係長 担当係長 担当係長 担当係長 調査係長 担当係長	担当者 TEL 3800
合議 総務局長 都市計画局長	行政部長 軍務管理部長 都市計画等担当部長	文書課長 行政管理課長 土地対策課長	法規係長 担当係長 担当係長	
	総務部長 総務課長	総務課長	庶務係長	

起案用紙

1 趣旨及び目的

現在、本市は人口増加や骨格づくりといった「量的拡大」の段階から、21世紀に向けて住み良い魅力にあふれる都市として「成熟」段階にさしかかっています。市民ニーズは多様化し、特に緑・街並み・文化・スポーツの充実等、バランスのとれた優れた住環境への希求が強くなってきております。

このような状況において、安全で快適な市民生活を実現していくためには、都市政策の根幹をなす土地の利用調整のための「土地利用基本方針」の策定や、これに基づく基盤整備、開発行為及び保全等の計画の調整をはかっていくことが必要であります。また、多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、市民生活に影響の大きい公共公益施設について、「施設配置基本方針」を策定し、これに基づく計画的な施設の整備促進や適正配置が求められており、そのための土地の取得、処分、利用等の総合調整をはかっていくことも必要となっております。

このため、「土地利用基本方針」や「施設配置基本方針」の策定及びこれらに基づく開発行為等の総合調整や土地の取得、処分、利用等の総合調整の場として、今般「横浜市土地利用調

整会議」を設置するものであります。

2 内容

(1) 協議，審議事項

ア 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること

イ 施設配置の基本方針及び総合調整に関すること

ウ 土地の取得，処分等に関すること

エ 公有地の利用計画に関すること

オ その他，目的を達成するために必要な事項

(2) 組織

ア 土地利用調整会議

委員：企画財政局長

企画財政局企画調整担当理事（議長）

総務局長

都市計画局長

建築局長

庶務：企画財政局企画調整室

イ 土地利用調整会議幹事会

幹事：企画財政局企画調整室長

企画財政局計画担当部長（幹事長）

企画財政局財政部長

企画財政局管財部長

総務局行政部長

都市計画局計画指導部長

都市計画局都市計画等担当部長

建築局宅地指導部長

建築局建築部長

庶務：企画財政局企画調整室

ウ 部会

課長で構成される会議

3 従来の組織との関係

現行の「横浜市土地調整会議」及び「横浜市都市問題調整協議会開発関係幹事会」は、今回の土地利用調整会議の設置に伴い、廃止する。

4 審議の方法

幹事会での審議結果は土地利用調整会議に、また、部会での審議結果は幹事会にそれぞれ報告し、了承を得るものとする。

5 横浜市土地利用調整会議規程

案のとおり

6 参考資料(添付)

従前の説明資料

- (1) 土地利用・施設配置の総合調整
- (2) 従来の組織と新組織との関係
- (3) 開発関係案件の区分
- (4) 土地の取得・処分・利用等の区分
- (5) 横浜市都市問題調整協議会規程(昭和43年8月6日達第28号)
- (6) 横浜市土地調整会議規程(昭和57年10月5日達第29号)

横浜市土地利用調整会議規程

案

達第 32 号

庁中一般

横浜市土地利用調整会議規程を次のように定める。

平成 3 年 9 月 4 日

横浜市長 高秀秀信

横浜市土地利用調整会議規程

(設置)

第1条 都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市における土地利用に関する基本的事項等を協議し、及び審議することを目的として、横浜市土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を協議し、及び審議する。

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設等の配置の基本方針及び総合調整に関すること。
- (3) 土地の取得、処分等に関すること。
- (4) 公有地の利用計画に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 調整会議は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、企画財政局長、企画財政局担当理事（企画調整担当）、総務局長、都市計画局長及び建築局長をもって充てる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要に応じ市職員の

うちから委員を任命することができる。

4 調整会議に議長を置き、企画財政局担当理事（企画調整担

当）をもって充てる。

5 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

6 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらか

じめ議長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 調整会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の

出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち軽易な事項を

協議し、及び審議する。

3 幹事会は、幹事9人をもって組織する。

4 幹事は、企画財政局企画調整室長、企画財政局担当部長（計

画担当）、企画財政局財政部長、企画財政局管財部長、総務

局行政部長，都市計画局計画指導部長，都市計画局担当部長
(都市計画等担当)，建築局宅地指導部長^{及び}建築局建築部長
をもって充てる。

5 議長は，前2項の規定にかかわらず，必要に応じ市職員のうちから幹事を指定することができる。

6 幹事会に幹事長を置き，企画財政局担当部長（計画担当）をもって充てる。

7 幹事会は，第2項に定めるもののほか，調整会議に付すべき事項についての調整を行うものとする。

8 幹事長は，第2項の規定により行われた協議及び審議の結果を次に招集される調整会議に報告しなければならない。

9 第3条第5項及び第6項の規定は幹事長について，第4条の規定は幹事会についてそれぞれ準用する。

(部会)

第6条 調整会議に部会を置くことができる。

2 部会は，第2条各号に規定する事項のうち特に軽易な事項を協議し，及び審議するほか，幹事会に付すべき事項についての調整を行うものとする。

3 部会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、企画財政局企画調整室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(横浜市都市問題調整協議会規程等の廃止)

2 次に掲げる達は、廃止する。

(1) 横浜市都市問題調整協議会規程（昭和43年8月達第26号）

(2) 横浜市土地調整会議規程（昭和57年10月達第29号）

土地利用・施設配置の総合調整

1 基本方針

- (1) 都市施策の根幹をなす土地利用の調整にあたっては、「土地利用基本方針」を策定し、それに基づき基盤整備、開発行為及び保全等の計画調整を図る。
- (2) 市民生活に影響の大きい公共・公益施設については、「施設配置方針」を策定し、施設の整備促進、適正配置とそれに係る用地の取得、処分の総合調整を図る。
- (3) 基本方針、配置方針の策定にあたっては、市長・助役・局区長等幅広い検討、討議を行うものとし、その取りまとめを企画調整室が行う。
- (4) 関係局長による「土地利用調整会議」を新たに設置し、重要な土地利用及び施設配置の調整を図る。
- (5) 「土地利用調整会議」の設置に伴い現行の「土地調整会議」「開発関係幹事会」等を改組し、その機能を当会議に取り込む。
- (6) 方針完成は、今年度末を目標とする。この間、作業成果を順次土地利用調整会議の審議資料として活用する。

2 土地利用調整会議

(1) 趣旨

よこはま21世紀プランの実現に向け、総合的な土地利用の調整及び公共・公益施設の適正配置を図り、もって快適な都市づくりを推進する。

(2) 審議検討事項

- ① 重要な開発関係案件の審議
- ② 重要な公共用地の取得・処分等に関する審議
- ③ 土地利用基本方針の検討
- ④ 施設配置方針の検討
- ⑤ 重要な都市計画事項の検討
- ⑥ その他、特命事項等の審議

(3) 組織等

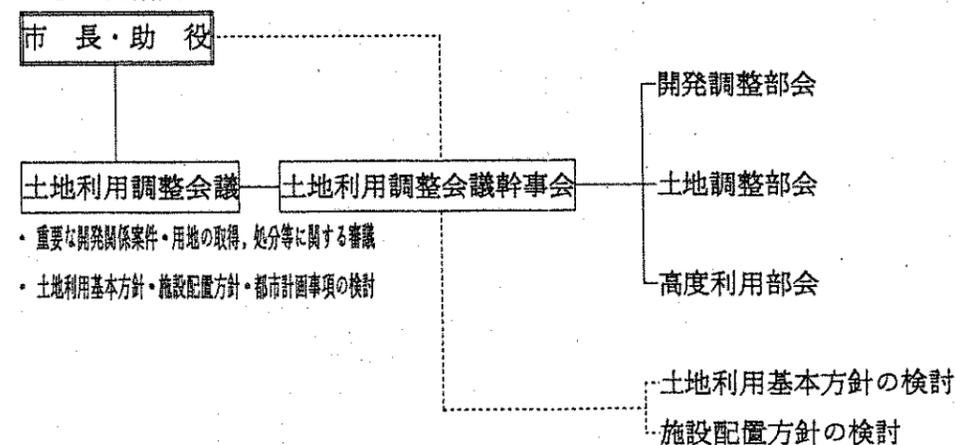
- ① 土地利用調整会議(企画調整室)
 - ◎ 特に重要な開発行為及び公共用地の取得、処分等の審議

- ◎ 土地利用及び施設配置の基本方針に関すること
- ◎ 会議のもとに幹事会、部会を設置する
- ◎ 構成 企画財政局長・企画調整担当理事・総務局長・都市計画局長・建築局長
- ② 土地利用調整会議幹事会(企画調整室)
 - ◎ 重要な開発関係案件の審議
 - ◎ 重要な公共用地の取得・処分等に関する審議
 - ◎ 調整会議に付すべき事項の調整
 - ◎ 構成 関係部長
- ③ 関係部会(各局の担当課)
 - ◎ 軽易な開発関係案件の審議
 - ◎ 軽易な公共用地の取得・処分等に関する審議
 - ◎ 幹事会に付すべき事項の調整

なお、全ての案件は各部会の担当課において情報処理及び対外的指導等を担当する。

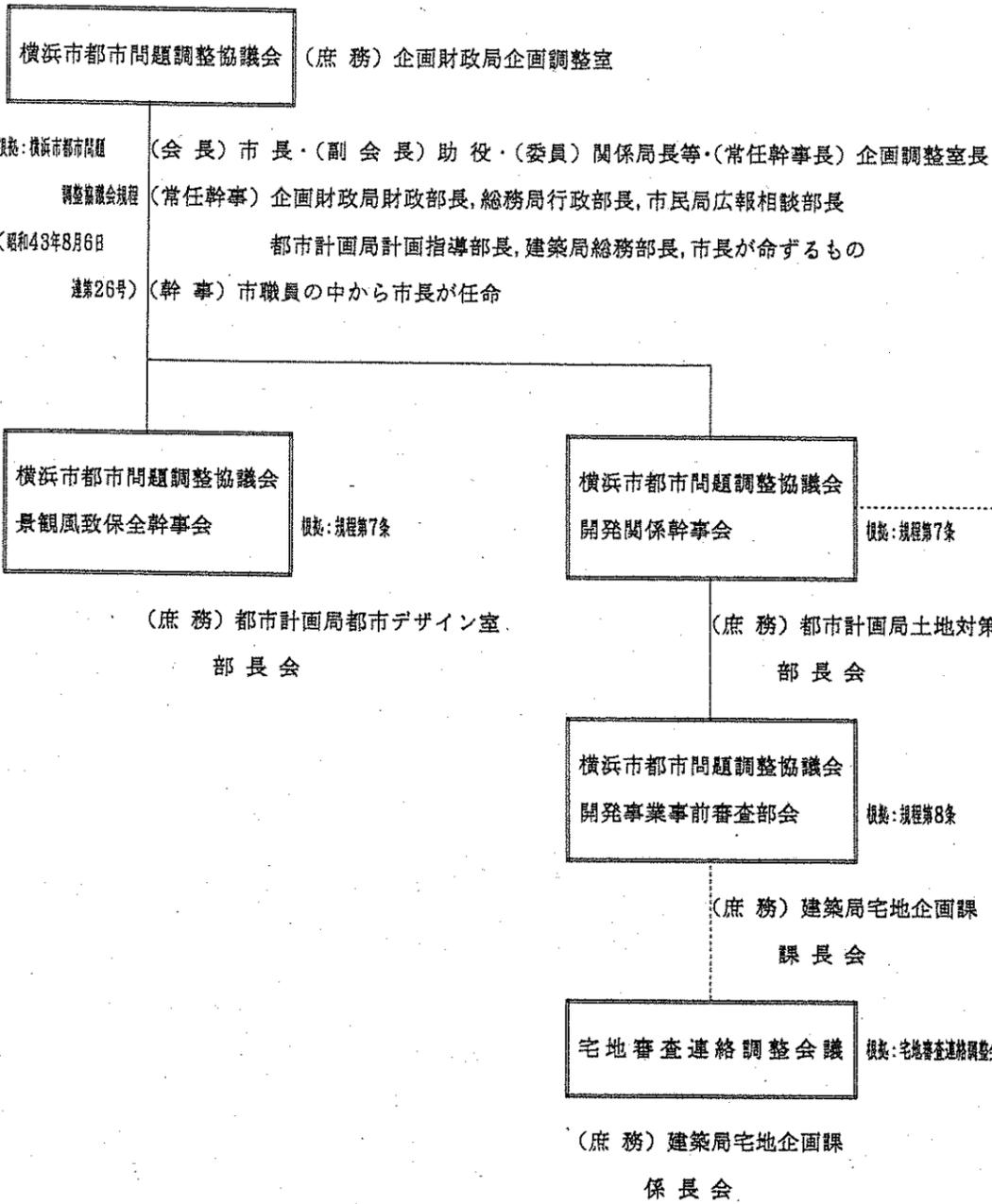
- ◎ 構成 関係課長
- ◎ 部会の種類
 - ◆ 開発調整部会(開発関係幹事会の改組)→都市計画局土地対策課所管
 - ◆ 土地調整部会(土地調整会議の改組)→企画財政局用地調整課所管
 - ◆ 高度利用部会(高度利用部会の改組)→企画財政局企画調整室所管

④ 組織図

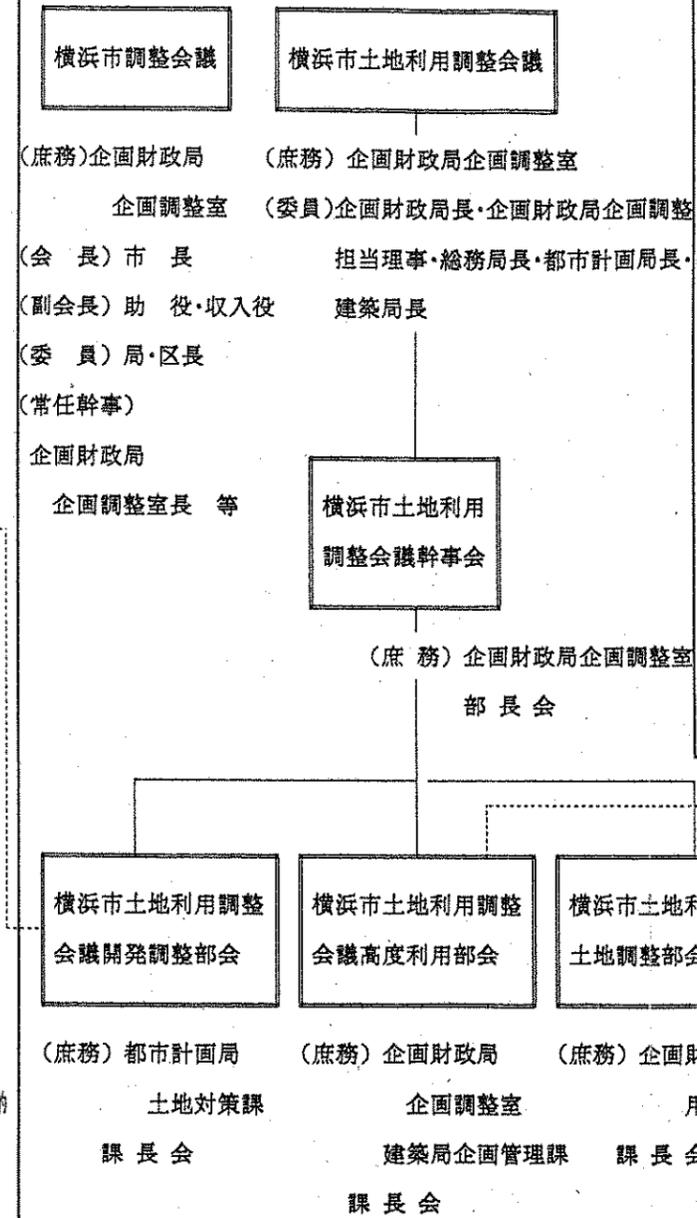


従来の組織と新組織との関係

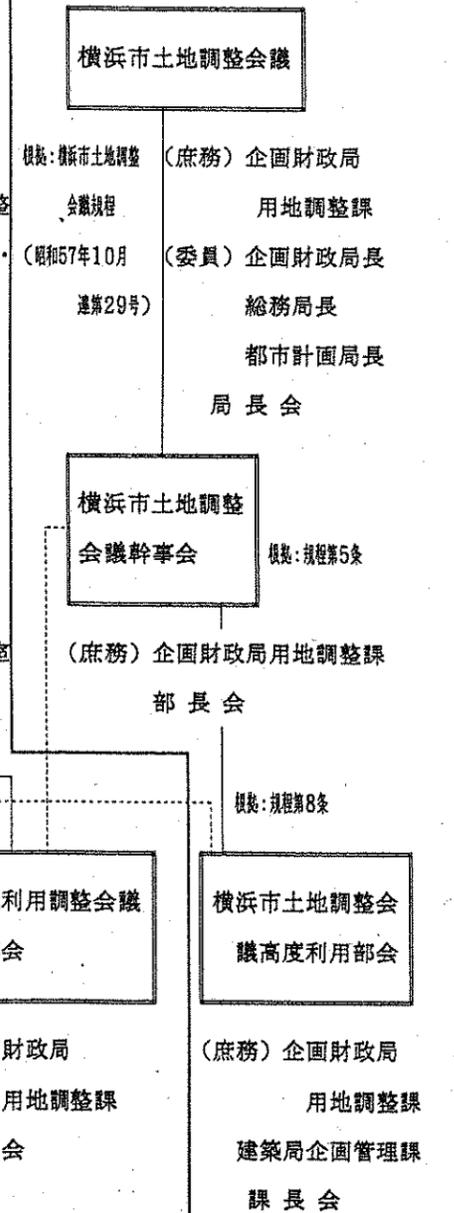
(従来の開発関係組織)



(新組織)



(従来の土地取得等の組織)



開発関係案件の区分(案)

従 来 の 審 議 案 件 《 開 発 関 係 幹 事 会 (部 長 会) 》	新 区		
	土 地 利 用 調 整 会 議 (局 長 会)	土 地 利 用 調 整 会 議 幹 事 会 (部 長 会)	調 整 分 開 発 関 係 部 会 (課 長 会)
1 開発の可否に問題のあるもの	・ 開発の可否に特に重要な問題のあるもの	・ 開発の可否に重要な問題のあるもの	
2 市街化区域内における10ha以上の開発行為	・ 市街化区域内における10ha以上の開発行為のうち特に重要なもの	・ 市街化区域内における10ha以上の開発行為	
3 市街化調整区域内における開発行為等 (1) 都市計画法に基づく開発許可を要する開発行為 ・ 自然的土地利用→1,000㎡以上の開発行為 ・ 用途変更→3,000㎡以上の開発行為 等 (2) 都市計画法に基づく建築許可を要する建築行為(自己用でない敷地1,000㎡以上) (3) 都市計画法の許可を要しない開発行為及び建築行為 ・ 自己居住用建築物, 都市計画法29条2号の建築物以外行う1,000㎡以上の開発 (4) 都市計画法43条1項6号に該当する建築行為で50戸以上の集合住宅 (5) 開発行為でない5,000㎡以上の形質変更	・ 市街化調整区域内における5ha以上の開発行為等 ・ 本市の土地利用計画その他の関係で特に重要な問題のあるもの ・ 幹事会において調整会議に諮るとされたもの	・ 市街化調整区域内における1ha以上5ha未満の開発行為等 ・ 本市の土地利用計画その他の関係で重要な問題のあるもの ・ 基準にかかわらず問題のあるものは調整会議に諮る	・ 市街化調整区域内における開発行為等の審議のうち1ha未満の開発行為等(但し, 審議対象となる最低基準は, 従来どおりとする) ・ 基準にかかわらず問題のあるものは幹事会に諮る
4 計画人口2,000人以上又は計画戸数500戸以上の建築行為			※ 従来の開発関係幹事会の審議案件はすべて部会の審議を経た上で, 幹事会, 調整会議審議案件についてのみ上部機関が審議を行う。
5 本市の土地利用計画その他の関係で問題のあるもの			※ 審議結果は, 上部機関に報告し, 了承を得るものとする。
6 その他の基準等により, 幹事会案件とされているもの			

土地の取得・処分・利用等の区分(案)

従 来 の 区 分		新 区 分		
		土地 利用 調整 会議 (局 長 会)	土地 利用 調整 会議 幹 事 会 (部 長 会)	土 地 調 整 部 会 (課 長 会)
土 地 調 整 会 議	取 得	1件1,000m ² 以上の土地 1件2,000m ² 以上の代替地	・1件5,000m ² 以上の土地の取得	・1件2,000m ² 以上5,000m ² 未満の土地 ・1件2,000m ² 未満の土地
	利 用	すべての案件	・1件5,000m ² 以上の未利用市有地等の施設 利用計画の決定	・1件5,000m ² 未満の未利用市有地等の施設 利用計画の決定
	処 分	すべての案件	・1件5,000m ² 以上の土地	・1件2,000m ² 以上5,000m ² 未満の土地 ・1件2,000m ² 未満の土地
土 地 調 整 会 議 幹 事 会	取 得	・1件1,000m ² 未満の土地 ・公払法の買取り協議者の決定及 び協議者が市の場合の買取り決定 ・1件2,000m ² 未満の代替地の包括 審議 ・売払い先が確定している代替地		☆ ☆ ☆ (面積により区分)
	処 分 等	・利用, 処分については無し		
審 議 除 外 等	取 得 ・1件300m ² 未満の土地 ・道路, 河川等の事業区域内の土地 ・予算編成の際に位置及び面積を 確定して予算化された土地の取得 処 分 ・代替地として取得した土地の代 替地処分 等 廃道・廃水路等, 狭小土地の処分等	・従来どおり		

(注)面積要件にかかわらず, 市政に影響の大きいと思われる事項は, 上部機関に諮るものとする。
審議結果は, 上部機関に報告し, 了承を得るものとする。

○横浜市都市問題調整協議会規程

制 定 昭和43年8月6日達第26号

最近改正 昭和59年6月1日達第11号

庁中一般

横浜市都市問題調整協議会規程を次のように定める。

横浜市都市問題調整協議会規程

（目的及び設置）

第1条 市政の重要事項等について協議，決定するとともに，関係局間の総合調整を行ない，市政の適正かつ効率的な執行を図るため，横浜市都市問題調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（付議事項）

第2条 協議会に付議すべき事項は，次のとおりとする。

- (1) 横浜国際港都建設総合計画の実施に伴う特に重要な方針に関すること。
- (2) 重要な都市計画及び都市問題等市の都市構造に重要な影響を及ぼす計画に関すること。
- (3) その他都市問題解決のための必要な事項

（組織）

第3条 協議会は，会長，副会長，委員，常任幹事長，常任幹事及び幹事をもって組織する。

2 会長は市長，副会長は助役をもって充てる。

3 委員は，関係局長その他の市職員のなかから市長が任命する。

4 常任幹事長は，企画財政局企画調整室長をもって充て，常任幹事は，企画財政局財政部長，総務局行政部長，市民局広報相談部長，都市計画局計画部長及び市長が命ずる者をもって充てる。

5 幹事は，市職員のなかから市長が任命する。

（職務）

第4条 会長は，会務を掌理し，協議会を代表する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

3 常任幹事及び幹事は，委員を補佐する。

（委員会）

第5条 会長，副会長，委員，常任幹事長及び常任幹事をもって委員会を組織す

第3類 執行機関（横浜市都市問題調整協議会規程）

る。

- 2 委員会は必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

（常任幹事会）

第6条 常任幹事長及び常任幹事をもつて常任幹事会を組織する。

- 2 常任幹事会は、特に緊急を要する重要な事項の審議及び企画調整を行なう。
- 3 常任幹事会は、必要に応じて常任幹事長が招集し、常任幹事長が会議の議長となる。

（幹事会）

第7条 常任幹事長、常任幹事及び関係幹事をもつて幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、会長の命により専門の事項の審議及び企画調整等を行なう。
- 3 幹事会は、必要に応じて常任幹事長が招集し、常任幹事長が会議の議長となる。

（部会）

第8条 協議会に部会を置くことができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、企画財政局企画調整室において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この達は、公布の日から施行する。
（横浜市宅地開発対策協議会規程の廃止）
- 2 横浜市宅地開発対策協議会規程（昭和41年9月連第30号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この達による廃止前の横浜市宅地開発対策協議会規程の規定に基づく宅地開発事業事前審査部会は、この達による横浜市都市問題調整協議会の最初の委員会、常任幹事会または幹事会が開かれるまでの間、なお存続するものとする。

付 則（昭和47年12月連第42号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、昭和48年1月1日から施行する。

1079-12

〔横浜市①五八〕 一〇七九ノ一二

（経過措置）

- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の達の規定によりなされた手続その他の行為は、別段の定めのない限り、この達による改正後の達の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和52年6月達第23号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際この達による改正前の達の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の達の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和54年6月達第21号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月達第20号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月達第11号）

この達は、公布の日から施行する。

○横浜市土地調整会議規程

制 定 昭和57年10月5日達第29号

最近改正 平成元年4月11日達第9号

庁中一般

横浜市土地調整会議規程を次のように定める。

横浜市土地調整会議規程

（設置）

第1条 横浜市の総合計画よこはま21世紀プランの実現に必要な土地の取得及び公有地の活用に関して審議するため、横浜市土地調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 土地の確保の方針及び対策に関すること。
- (2) 土地の取得及び処分に関すること。
- (3) 公有地の利用計画の調整に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第3条 調整会議は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、企画財政局長、総務局長及び都市計画局長をもって充てる。
- 3 調整会議に議長を置き、企画財政局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 5 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 調整会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 調整会議の議事は、委員全員の一致で決するものとする。

（幹事会）

第5条 調整会議に第2条に規定する事項のうち、軽易な事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事8人をもって組織し、幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

第3類 執行機関（横浜市土地調整会議規程）

- (1) 企画財政局企画調整室長
- (2) 企画財政局財政部長
- (3) 企画財政局管財部長
- (4) 総務局行政部長
- (5) 都市計画局計画部長
- (6) 都市計画局担当部長
- (7) 都市計画局開発部長
- (8) 建築局宅地指導部長

- 3 幹事会に幹事長を置き、企画財政局管財部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、第1項に定めるもののほか、調整会議に付すべき事項の調整を行うものとする。
- 5 幹事長は、第1項の規定による審議の結果を次の調整会議に報告しなければならない。
- 6 第3条第4項及び第5項の規定は幹事長について、第4条の規定は幹事会についてそれぞれ準用する。

（関係者の出席）

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（決裁の特例）

第7条 第2条第2号に掲げる土地の取得に関する事項で、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による土地の買取りの決定に係るものについては、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の規定にかかわらず、その事案について、当該事案の決裁権者の決裁があったものとみなす。ただし、特に重要な事案については、この限りでない。

（部会）

第8条 第2条に規定する審議事項についての調整を行うため、調整会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営については、別に定める。

（庶務）

第9条 調整会議の庶務は、企画財政局管財部用地調整課において処理する。

（委任）

* c 〔横浜市〇七六〕九六七ノ一〇

第3類 執行機関（横浜市土地調整会議規程）

第10条 この規程に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、公布の日から施行する。
（横浜市土地調整委員会規程の廃止）
- 2 横浜市土地調整委員会規程（昭和47年12月達第41号）は、廃止する。

附 則（昭和62年6月達第10号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月達第9号）

- この達は、公布の日から施行する。

起 案 用 紙

ファイルNo

決裁(確認)者 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 助役 <input checked="" type="checkbox"/> 局区長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長						
平成 15 年 3 月 27 日 <input checked="" type="checkbox"/> 起案 <input type="checkbox"/> 供覧			文書番号 第 124 号			
平成 15 年 3 月 31 日 決裁又は供覧済み			主管局区・部・課等名 企画局企画調整部総合土地調整課			
作成年度	記号	保存期間	追番号	廃棄年度		
平成 14 年度	企総土	永年	2	平成 一 年度		
件名 財産調整会議及び開発調整会議の設置並びに土地利用調整会議の廃止について						
処理案 財産調整会議及び開発調整会議を設置し、土地利用調整会議を廃止します						
特記事項						
施行(実施)予定日 平成 年 月 日			経費支出 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			
市長	助役		法制課長	文書管理者	文書主任	公印承認
						(箇所)
局区長 月 日	部長 月 日	課長 月 日	係長 月 日	起案者 月 日		
企画局長	企画調整部長	総合土地調整課長	担当係長	電話 3977		
関係局区等	政策部長	総務課長	担当係長	3545		
都市計画局長	都市計画部長	土地利用審査課長	担当係長			
	総務部長	総務課長	庶務係長			
協議・調整済みの局区・部・課等名			局・区 (月 日)			
			局・区 (月 日)			
			局・区 (月 日)			

1. 趣旨

都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市における土地利用に関する基本的事項を協議し、及び審議することを目的として、現行の横浜市土地利用調整会議を設置し、開発行為等の総合調整や土地の取得、処分、利用等の総合調整を行ってきました。

しかし、近年の厳しい経済状況に伴う本市の財政事情により、平成12年9月1日付の「平成13年度予算編成方針（助役依命通達）」が出され、これを受けて、新たな土地の取得は行わず、保有土地の活用を図ることを原則とした運用を行ってきました。このため、土地調整案件では、新規取得は大きく減少し、土地の利用が審議の主体となってきました。

また、開発調整案件においても、現在の経済情勢や、これまでの郊外部における開発の進捗から、大規模な開発が減少しています。

これらの状況をふまえ、会議の更なる迅速化及び効率化を図ることを目的とし、現行の横浜市土地利用調整会議を廃止し、新たに横浜市財産調整会議及び横浜市開発調整会議を設置します。また、両会議は部長会とし、重要な案件については、財産調整会議または開発調整会議の審議を踏まえ、所管局が戦略会議、執行会議に諮ることとします。

なお、本件については、第100回土地利用調整会議（平成15年3月19日開催）において調整案件として付議され、了承されています。

2 新たに設置する会議の内容

(1)横浜市財産調整会議

(所掌事務)

- ・土地または建物の利用に関する事
- ・土地または建物の処分に関する事
- ・土地または建物の取得に関する事
- ・その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

- ・都市経営局政策調整担当部長
 - ・財政局財政部長
 - ・財政局財産運用部長（議長）
 - ・都市計画局都市企画部長
 - ・都市計画局都市計画部長
 - ・建築局宅地指導部長
 - ・建築局建築部長
 - ・審議等事項に関係する区の総務部長
- （庶務：財政局財産運用部財産調整課）

(2)横浜市開発調整会議

(所掌事務)

- ・土地利用の基本方針に関する事
- ・重要な都市計画に関する事
- ・重要な開発行為及び建築行為等の指導に係る総合調整に関する事
- ・その他土地利用の適正誘導に必要な事項に関する事

(組織)

- ・都市経営局政策調整担当部長
- ・財政局財産運用部長
- ・環境保全局調整部長
- ・緑政局緑政部長
- ・緑政局公園部長
- ・都市計画局都市企画部長
- ・都市計画局都市計画部長（議長）
- ・道路局計画部長
- ・道路局道路部長
- ・下水道局管理部長
- ・下水道局河川部長
- ・建築局建築指導部長
- ・建築局宅地指導部長
- ・審議等事項に関係する区の総務部長
（庶務：都市計画局都市計画部土地利用審査課）

3 廃止する会議

現行の横浜市土地利用調整会議並びにこれに付属する土地調整幹事会及び開発調整幹事会を廃止します。

なお、横浜市土地利用調整会議規程の廃止については、別途経伺します。

4 新たに設置する会議の要綱

別紙案のとおり

（案1）横浜市財産調整会議要綱

（案2）横浜市開発調整会議要綱

5 施行日

各要綱の施行日は、現行の横浜市土地利用調整会議規程を廃止した日とします。

6 参考資料（添付）

(1)見直しの概要

(2)横浜市土地利用調整会議規程（平成3年9月14日達第32号）

横浜市財産調整会議要綱 (案)

(目的)

第1条 横浜市の保有する土地等財産の利用、処分又は取得等（以下「土地の利用等」という。）を通じて、都市経営の観点からまちづくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市における土地の利用等について審議又は協議（以下「審議等」という。）を行うことを目的として、財産調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議等を行う。ただし、第1号から第3号までの事項については、別表に定めるものを除く。

- (1)土地又は建物（以下「土地等」という。）の利用に関する事
- (2)土地等の処分に関する事
- (3)土地等の取得に関する事
- (4)前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織等)

第3条 会議は、都市経営局政策調整担当部長、財政局財政部長、財政局財産運用部長、都市計画局都市企画部長、都市計画局都市計画部長、建築局宅地指導部長、建築局建築部長及び審議等事項に関係する区の総務部長の委員をもって組織する。

- 2 会議に議長を置き、財政局財産運用部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 議長は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、審議等事項に関係する部長を委員に任命することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議の招集に代えて書面による審議等とすることができる。
- 3 議長は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営等については、別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、財政局財産運用部財産調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(別表) 会議において、審議等を要しない事項 (第2条関係)

- 1 1件の面積(建物にあっては床面積)が500㎡未満の土地の利用等に関する事項
- 2 都市計画決定その他の手続きにより、すでに実施が決定している道路等の用地で、その区域内の土地の取得(先行取得資金(用地国債を除く。))による取得を除く。
- 3 都市計画法の事業認可その他の手続きにより、すでに事業化が決定している道路等の用地で事業の区域内の土地の取得
- 4 河川法の河川整備計画への建設大臣の同意並びに同法第16条の3の規定による河川管理者との協議又はこれらに準ずる手続きにより、既に事業化が決定している河川の用地で、その区域内の土地の取得
- 5 横浜市宅地開発要綱に基づく公益用地のうち基準面積による土地の取得
- 6 法律、条例等により設置された既存施設の財産の取得
- 7 予算編成の際に位置及び面積を確定して予算化された土地の利用等
- 8 代替地のために取得した土地の代替地としての処分
- 9 処分方針が確定している既貸付土地の処分
- 10 公有水面埋立法による埋立免許の条件どおりの土地の処分
- 11 都市計画決定その他の手続きにより、既に実施が決定している道路等の用地のその事業者への処分
- 12 管理者を置く公営企業会計が行う土地の利用等
- 13 「みなとみらい21土地処分委員会」の決定に基づいて行われる土地の処分
- 14 その他、土地の利用等に関する事項で、議長が審議等を要しないと判断したもの

横浜市開発調整会議要綱

(目的)

第1条 都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市における土地利用の基本方針及び総合調整について審議及び協議（以下「審議等」という）することを目的として、開発調整会議（以下「会議」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の審議等を行う。

- (1) 土地利用の基本方針に関する事。
- (2) 重要な都市計画に関する事。
- (3) 重要な開発行為及び建築行為等の指導に係る総合調整に関する事（別表1に定める）。
- (4) その他土地利用の適正誘導に必要な事項に関する事。

(組織等)

第3条 会議は、別表2に定める委員13人及び審議等に関する区の総務部長をもって組織する。

- 2 会議に議長を置き、都市計画部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 議長は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、審議等に関する部長を委員に任命することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(開発調整幹事会)

第5条 会議に開発調整幹事会（以下「幹事会」という）を置く。

- 2 会議は第2条第3項で定めるもののうち、開発区域の面積が1ヘクタール未満の軽易な事項等（議長が重要と認めるものを除く）を幹事会で審議させることができる。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事は別表3に掲げる者及び幹事長が指定する区の区政推進課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、前項にかかわらず必要に応じ審議事項に関係する者を幹事に任命できる。
- 6 幹事長は、都市計画局土地利用審査課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市計画局土地利用審査課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(別表1) 土地利用の総合調整に関する事項

- 1 開発行為及び建築行為で、概ね次に掲げる事項に該当するもの
 - (1) 市街化区域内における開発行為で面積10ha以上のもの
 - (2) 市街化調整区域内における開発行為等で下記◎の提案基準に該当するもの
 - (3) 計画人口2,000人以上又は計画戸数500戸以上の建築行為
 - (4) その他総合調整が必要なもの
- 2 都市廃棄物の処理施設又は処分地等での設定に関するもの
- 3 その他次に掲げる基準等により付議事項とされているもの及び調整等が必要な場合
 - (1) 公益用地管理处分要綱、宅地開発要綱運用細則
 - (2) 都市計画法施行令第31条ただし書に基づく開発行為に関する指導基準
 - (3) 収容対象事業の施行に伴う市街化調整区域内の集会的代替地造成に関する取扱基準

◎市街化調整区域内における開発及び建築行為にかかる提案基準

- 1 都市計画法に基づく開発許可を要する開発行為
 - (1) 自然的土地利用から開発行為をする場合は、3,000㎡以上の開発行為
 - (2) 建替の場合は、10,000㎡以上の開発行為
 - (3) 用途変更は、3,000㎡以上の開発行為
 - (4) 市街化調整区域となった時点において宅地であり、引き続き宅地である土地で行う3,000㎡以上の開発行為
 - (5) その他特に必要と認めるもの
- 2 都市計画法に基づく建築許可を要する建築行為
自己の居住の用に供しない建築物で、敷地面積が3,000㎡以上の建築行為又は50戸以上の集合住宅
- 3 都市計画法の許可を要しない開発行為及び建築行為
自己の居住の用に供する建築物又は都市計画法第29条第1項第2号に規定する建築物以外の建築物を建築する目的で開発する3,000㎡以上のもの
- 4 その他
開発行為とならない形質変更で、5,000㎡以上の行為

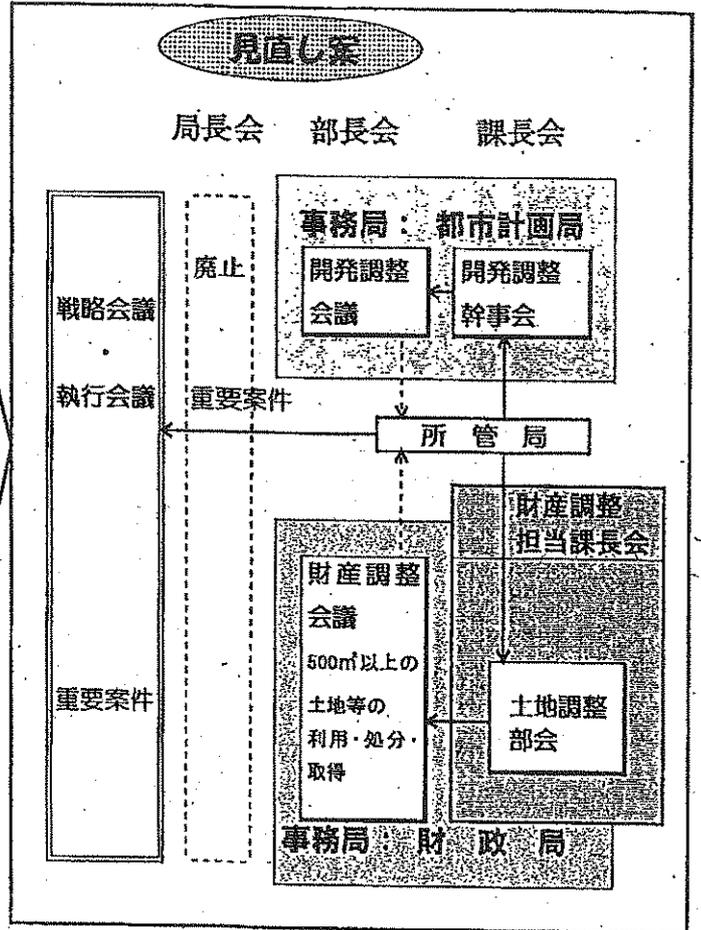
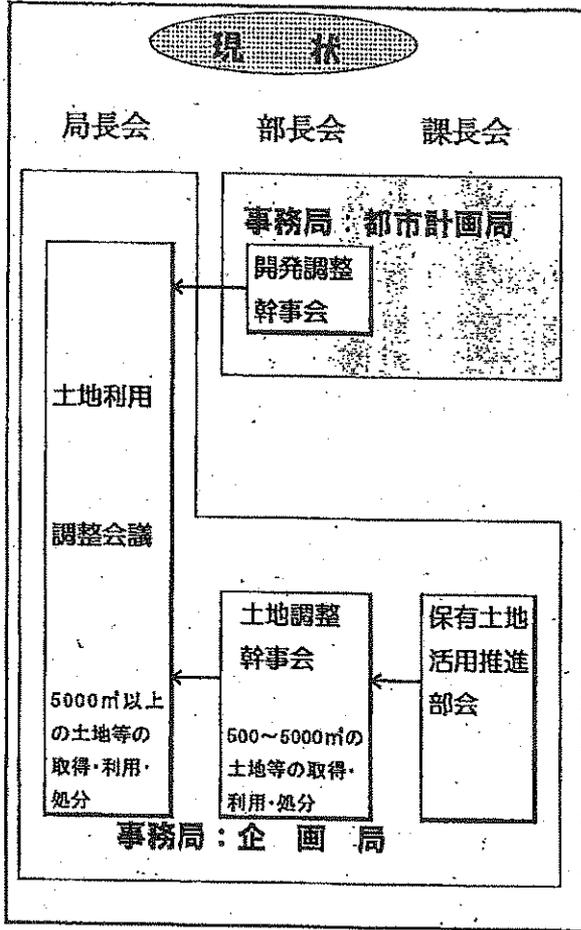
(別表2) 開発調整会議の構成

都市経営局	政策調整担当部長	道路局	計画部長
財政局	財産運用部長		道路部長
環境保全局	調整部長	下水道局	管理部長
緑政局	緑政部長		河川部長
	公園部長	建築局	建築指導部長
都市計画局	都市企画部長		宅地指導部長
	都市計画部長 (議長)	関係区	総務部長

(別表3) 開発調整幹事会の構成

都市経営局	政策課長	道路局	企画課長
財政局	財産調整課長		維持課長
	用地補償課長	下水道局	保全課長
環境保全局	環境影響審査課長		流域対策担当課長
緑政局	緑政課長	建築局	建築企画課長
	計画課長		宅地企画課長
都市計画局	企画調査課長	関係区	区政推進課長
	土地利用審査課長 (幹事長)		

見直しの概要



メンバー構成 (☆: 議長)

□ 開発調整

開発調整会議			
都市経営局	政策調整担当部長	道路局	計画部長
財政局	財産運用部長		道路部長
環境保全局	調整部長	下水道局	管理部長
緑政局	緑政部長		河川部長
	公園部長	建築局	建築指導部長
都市計画局	都市企画部長		宅地指導部長
	都市計画部長☆	関係区	総務部長

開発調整幹事会			
都市経営局	政策課長	道路局	企画課長
財政局	財産調整課長		維持課長
	用地補償課長	下水道局	保全課長
環境保全局	環境影響審査課長		流域対策担当課長
緑政局	緑政課長	建築局	建築企画課長
	計画課長		宅地指導課長
都市計画局	企画調査課長	関係区	区政推進課長
	土地利用審査課長☆		

□ 土地調整

財産調整会議	
都市経営局	政策調整担当部長
財政局	財政部長
	財産運用部長☆
都市計画局	都市企画部長
	都市計画部長
建築局	宅地指導部長
	建築部長
関係区	総務部長

財産調整担当課長会	
都市経営局	政策課長
財政局	財政課長
	財産調整課長☆
市民局	総務課長
福祉局	企画課長
衛生局	企画課長
経済局	経済政策課長
緑政局	企画課長
都市計画局	企画調査課長
道路局	企画課長
教育委員会事務局	企画課長
区役所(18区)	区政推進課長

土地・建物調整部会	
都市経営局	政策課長
財政局	財政課長
	財産調整課長☆
関係区	区政推進課長

(財政局以外は、財産調整担当兼務)

(設置)

第1条 横浜市の重要な施策等について協議するとともに、関係局区間の総合調整を行い、適正で効率的な市政の推進を図るため、横浜市調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(定数)

第2条 この規程において「局」とは、横浜事事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）

第1条に掲げる局、収入役室、市立大学事務局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び市会事務局をいい、「局長」とは、局（収入役室及び教育委員会事務局を除く。）の長及び教育長をいう。

(付議事項)

第3条 調整会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な施策の立案に関すること。
- (2) 重要な施策の実施に係る基本方針に関すること。
- (3) 重要な施策に係る局区間の調整に関すること。
- (4) その他市政運営上必要な事項

(組織)

第4条 調整会議は、会長、副会長、委員及び幹事をもって組織する。

- 2 会長は市長を、副会長は助役及び収入役をもって充てる。
- 3 委員は、企画財政局長、企画財政局担当理事（企画調整担当）及び総務局長並びにその所管する事務が調整会議に付議する事項に係る局長（企画財政局長及び総務局長を除く。）及び区長（区役所支所長を含む。）であって会長が指定したものをもちて充てる。

4 幹事は、企画財政局企画調整室長、企画財政局財政部長、総務局市長室長及び総務局行政部長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、副会長のうちあらかじめ会長が指定する者は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、委員会に参与する。

(会務)

第6条 調整会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、企画財政局企画調整室において処理する。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

連第32号

庁 中 一 般

横浜市土地利用調整会議規程を次のように定める。

平成3年9月14日

横浜市長 高 秀 秀 信

横浜市土地利用調整会議規程

(設置)

第1条 都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市における土地利用に関する基本的事項等を協議し、及び審議することを目的として、横浜市土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を協議し、及び審議する。

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設等の配置の基本方針及び総合調整に関すること。
- (3) 土地の取得、処分等に関すること。
- (4) 公有地の利用計画に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 調整会議は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、企画財政局長、企画財政局担当理事（企画調整担当）、総務局長、都市計画局長及び建築局長をもって充てる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要に応じて市職員のうちから委員を任命することができる。
- 4 調整会議に議長を置き、企画財政局担当理事（企画調整担当）をもって充てる。

5 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

6 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、必要に必じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 調整会議に幹事会を置く。

幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち軽易な事項を協議し、及び審議する。

3 幹事会は、幹事9人をもって組織する。

4 幹事は、企画財政局企画調整室長、企画財政局担当部長(計画担当)、企画財政局財政部長、企画財政局管財部長、総務局行政部長、都市計画局計画指導部長、都市計画局担当部長(都市計画等担当)、建築局宅地指導部長及び建築局建築部長をもって充てる。

5 議長は、前2項の規定にかかわらず、必要に応じ市職員のうちから幹事を指定することができる。

6 幹事会に幹事長を置き、企画財政局担当部長(計画担当)をもって充てる。

7 幹事会は、第2項に定めるもののほか、調整会議に付すべき事項についての調整を行うものとする。

8 幹事長は、第2項の規定により行われた協議及び審議の結果を次に招集される調整会議に報告しなければならない。

9 第3条第5項及び第6項の規定は幹事長について、第4条の規定は幹事会についてそれぞれ準用する。

(部会)

第6条 調整会議に部会を置くことができる。

2 部会は、第2条各号に規定する事項のうち特に軽易な事項を協議し、及び審議するほか、幹事会に付すべき事項についての調整を行うものとする。

3 部会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、企画財政局企画調整室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(横浜市都市問題調整協議会規程等の廃止)

2 次に掲げる達は、廃止する。

(1) 横浜市都市問題調整協議会規程(昭和43年8月達第26号)

(2) 横浜市土地調整会議規程(昭和57年10月達第29号)

達第33号

庁 中 一 般

横浜市畜場処務規程(昭和55年3月達第6号)の一部を次のように改正する。

平成3年9月14日

横浜市長 高 秀 秀 信

第2条第1項中「横浜市戸塚畜場長」の次に「及び横浜市南部畜場長」を加える。

第3条第1項第14号及び第15号を次のように改める。

14 1件150,000円(横浜市久保山畜場にあつては、60,000円)未済の物品、労力その他(修繕に係るものにあつては、1件200,000円未済。ただし、横浜市久保山畜場における修繕に係るものを除く。)の調達等の決定に関すること。

15 1件150,000円(横浜市久保山畜場にあつては、20,000円)未済の物品、労力その他(修繕に係るものにあつては、1件200,000円未済。ただし、横浜市久保山畜場における修繕に係るものを除く。)の調達等の契約に関すること。

第3条第1項第19号中「(横浜市戸塚畜場長に限る。)」を「(横浜市久保山畜場長を除く。)」に改める。

附 則

この達は、平成3年9月24日から施行する。